

第 5924 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月28日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 申告手続きの電子化が推進

Q：平成30年度の税制改正では、申告手続きの電子化が推進されているそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成30年の税制改正では、申告手続きの電子化が推進され、次のようになります。

① e-Taxによる申告書の提出

大法人（事業年度開始時の資本金の額が1億円超の会社等）は、法人税や地方税、消費税等の確定申告書、中間申告書、修正申告書をe-Taxにより提出することが義務付けられました。紙での申告は、電気通信回線の故障、災害その他の理由によって電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に限り、これら以外の理由で電子申告がされないときは無申告として取り扱われます。

② 添付書類のPDF送信

申告書に添付する書類をスキャナ等により作成したイメージデータ（PDF）により送信する場合は一定の解像度があれば、税務署長による提示等を求められなくなります。

③ 代表者及び経理責任者の自署押印制度

法人税や地方税、消費税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止されます。

④ 代表者の委任を受けた者の電子署名

電子申告の際、法人の代表者から委任を受けた役員又は職員が電子署名すれば、代表者の電子署名が不要になります。

